

FAX 082-228-2306

令和7年(レ)第47号 損害賠償請求控訴事件
控訴人 高野 邦夫
被控訴人 津田 廣雄

答 弁 書

令和 7 年 12 月 15 日
〒 727 - 0021
住 所

被控訴人 津田 廣雄
TEL 0824(72)3816 FAX ()

私に対する送達は(該当する□にチェックしてください),

- 上記住所にしてください。
- 上記住所ではなく、次の就業場所へ送達してください。
〒 -
就業場所
- 上記住所ではなく、次の場所へ送達してください。
〒 -
送達場所
- 私に対する送達について、次の送達受取人を指定します。
送達受取人氏名 (私との関係:)
〒 -
送達場所

第1 控訴の趣旨に対する答弁

1. 本件控訴を却下する。
2. 訴訟費用は原告第一審・第二審共に控訴人の負担とする。

第2 控訴の理由に対する反論

(控訴状に控訴の理由の記載がある場合に記載してください。)

原判決が正当であります。
本復は従来の通りです。

第3 その他

これは謄本である。

令和7年12月16日
広島地方裁判所民事第1部
裁判所書記官

中島 照之



広島地方裁判所民事第1部合1イ係 御中

